

専門医による心の健康相談会

問・申 保健課

☎773・6811

「眠れない」「不安」「仕事が続かない」「家族が閉じこもり・ひきこもりがちだ」「物忘れが気になる」などの悩みをお持ちの人やその家族などの相談に、心の専門医が応じます。ひとりで抱えず、お聴かせください。

相談は無料、プライバシーは守られます。

※精神科の主治医がいる場合は、相談してからお申し込みください

日 6月21日(月)

午後2時～4時

会 塩沢公民館

6月17日(木) 午後5時

申 電話でお申し込みください

水道の検針を再開します

問 南魚沼市上下水道料金センター

☎788・0220

積雪のため休止していた検針を再開します。冬期間に概算でお支払いいただいた料金を精算し、精算内容を6月中

旬に「冬期精算通知書」でお知らせします。

冬期概算制度

積雪のある冬期(12月～4月)の料金を、前年の実績などに基づいて設定した概算料金で支払っていただき、5月の検針結果で精算する制度です。

使用水量が多い場合は

「上下水道使用量のお知らせ」に記載した水量は、12月～5月の使用量から12月～4月の冬期間の認定水量を差し引いた使用量です。利用人数が増えたなどの理由がなく使用水量が不自然に多い場合は、漏水の可能性があります。水道メーターをご確認ください。

料金の減免(減額)制度

水道メーターから蛇口までは、使用者の管理です。メーターが回った分は、理由を問わず支払っていただくことが原則です。ただし、十分な管理を行っていたにも関わらず、やむを得ず漏水した場合(地中・壁中の水道管からの漏水など)のみ修繕後に減免の対象となります。(未修繕のものは対象外)

必要書類

減免申請書、市指定給水装置工事業者の修理証明、修理前後の写真、修理か所の図面

減免とならない事例

・不注意による流しっぱなし、凍結などの一般的に想定できる原因による漏水、容易に管理ができる露出した配管からの漏水など、管理の不備が認められる場合
・市指定給水装置工事業者以外が修繕した場合
漏水の確認方法

①すべての蛇口を閉めて、水道を使用していない状態にする。

②メーターボックスを開け、水道メーターのパイロットを確認する。

③パイロットが少しでも回っていれば漏水です。



漏水の場合は、市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。修理費は自己負担です。

メーターボックスの適切な管理を

車両などによる破損や沈下を防護する、上に物を置かない、近くに犬をつながないなど、検針ができる状態を保ってください。

メーターボックスが破損した場合の修理は、使用者の負担となります。



5月12日は

「民生委員・児童委員の日」

問 福祉課 高齢福祉係

☎773・6667

5月12日は「民生委員・児童委員の日」、12日(水)～18日(火)は「活動強化週間」です。

民生委員・児童委員に対する理解を深め、自主的な活動を充実強化する期間としています。地域の実情をふまえた「わがまちならでは」の活動強化方策に基づき、関係団体が積極的なPR活動を展開します。

南魚沼市民生委員児童委員協議会では、これまで以上に民生委員・児童委員の存在と

活動について、地域住民に理解を深めていただくために、広報・周知活動を計画しています。オレンジ色のユニフォームを着用してPR活動を実施します。気軽にお声がけください。

民生委員・児童委員は、相談者の立場に立って、心配ごとや困りごとを解決するお手伝いをしています。安心してご相談ください。

※民生委員・児童委員の名簿を、12・13ページに掲載

高齢者世帯の訪問調査にご協力ください

問 福祉課 高齢福祉係

☎773・6667

1人暮らしの高齢者などが安心して生活できるように、民生委員・児童委員が65歳以上の高齢者などの世帯状況調査に伺います。

期 5月中旬～6月
対 1人暮らし・高齢者のみ・高齢者と15歳未満のみ・重度障がい者のみの世帯

※調査結果は、見守り活動や介護予防サービスの利用案内などに活用します